

株式会社ヤマニシに対する再生支援の完了について

2012年11月28日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「当機構」という。）は、下記の対象事業者について、2012年2月9日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、2012年3月29日に、法第31条に規定する買取決定等を行いました。

対象事業者は、当機構による買取決定等の後において、主要債権者である株式会社七七銀行より資金調達を行うことによって新造船建造設備の復興を開始し、2012年9月には、ほぼ新造船建造設備の復旧を終え、同11月21日には、石巻に所在する本社工場において、被災後初めて建造した新造船の進水式を行う等、再生への取り組みを進めていきました。

そして、本日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「東日本大震災事業者再生支援機構」という。）により、対象事業者に対する支援決定が行われ、今後、対象事業者は、新造船の建造事業に加えて、船舶修繕事業等の復興をはかることにより、東北地方における造船産業の中核として再生を進めていくこととなりました。これにより、当機構の支援により整備された現在の対象事業者の経営環境は、東日本大震災事業者再生支援機構の支援の下において引き継がれることとなりましたので、当機構は、法第34条第1項に規定する支援決定に係るすべての再生支援を完了することといたしました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社ヤマニシ

2. 買取決定等にかかる債権の買取価格

本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取はございません。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、当機構は、対象事業者の事業再生計画策定支援、これに基づく金融機関及び対象事業者等の関係者間の権利調整、並びに、買取決定等の後においては、経営管理体制の整備等を行うことで対象事業者の支援を行いました。

以上